

総 税 都 第 11 号  
令 和 2 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための  
自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて

自動車及び軽自動車の保有関係手続に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、3月末に窓口での申請手続が集中する傾向を回避するため、本日付けで国土交通省より別添のとおり通知が発出されたことを踏まえ、令和2年4月1日を賦課期日とする自動車税種別割及び軽自動車税種別割に限り、下記にご留意の上、適切にご対応いただくようお願い申し上げます。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用促進について  
自動車税種別割については、廃車などの手続が自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン上で申請可能であるため、地方税の申告を含めた手続をオンラインで行うよう積極的に周知を行っていただきたいこと。
- 2 自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る4月以降になされた一定の申告に係る課税上の取扱いについて  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の重要性に鑑み、1の利用促進を行ってもなお窓口で手続をせざるを得ない自動車に係る、「永久抹消登録」、「移転登録及び一時抹消登録」並びに「移転登録及び輸出抹消仮登録」の手

続に伴う自動車税種別割の申告及び軽自動車に係る「解体を伴う自動車検査証返納届出」、「所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出（輸出関係手続も同様）」の手続に伴う軽自動車税種別割の申告については、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したと確認でき、かつ、その事由発生から15日以内に手続がなされたものであった場合、4月以降の申告であっても、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行っていただきたいこと。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知する予定であること。

また、上記について、各地方団体のホームページ等を通じて、申告対象者に対して広報及び周知していただきたいこと。

(連絡先)

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：前川係長、狩野（かりの）事務官、川村事務官

電 話：03-5253-5663

F A X：03-5253-5671